

2021年11月26日

株主のみなさま

第18期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

【事業報告】

- ・ 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

【連結計算書類】

- ・ 連結株主資本等変動計算書
- ・ 連結注記表

【計算書類】

- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表

上記事項は、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://atrae.co.jp>) に掲載することにより、株主のみなさまにご提供しております。

株式会社アトラエ

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

2015年7月14日開催の取締役会において「内部統制システムに関する基本方針」を決議し、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制について制定しております。当社は2020年7月10日に開催された取締役会においてその一部を改訂しております。今後も、適宜整備運用状況の評価・見直しを行い、実効性のある内部統制システムとなるよう努めてまいります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社の取締役及び使用人は、当社が大事にする価値観である「Atrae Standard」並びに「コンプライアンス規程」をはじめとする社内規程、定款、法令及び社会規範の遵守を率先して行う。また、コンプライアンス違反の未然防止・早期発見のため、内部通報制度を導入する。
- ② 社内規程の禁止・制限事項に抵触した場合は、就業規則に基づき適正に処分を行う。
- ③ 代表取締役は内部監査担当を任命し、役職員の職務執行の適正性を確保するため、業務執行状況等について定期的な内部監査を実施する。また、内部監査担当は、必要に応じて監査等委員会及び会計監査人と情報交換し、効率的な内部監査を実施する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 法令及び社内規程等に基づき、職務の執行に係る文書・情報を適切に保管・管理する。
- ② 文書管理部署は、取締役の閲覧請求に対して速やかに対応する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社の業務執行に係るリスクを識別し、「リスク管理規程」に従い適切な予防策を講じる。
- ② 当社の経営に重大な影響を与えるリスクが顕在化した場合は、「リスク管理規程」に従い迅速かつ適切に対応する。
- ③ 監査等委員会及び使用人は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し、必要に応じてリスク管理体制の見直しを進言できる。
- ④ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、必要に応じてリスク管理体制について見直しを行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職務執行に関する権限及び責任は、組織関連規程等において明文化し、適宜適切に見直しを行う。
- ② 担当取締役及び各プロジェクトリーダーへの適切な権限委譲を行うことで、迅速かつ効率的な意思決定を確保する。
- ③ 定例取締役会を毎月1回開催する他、機動的に意思決定を行うため臨時取締役会を開催するものとし、より迅速な課題の把握及び改善を図る。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制

子会社の自主性を尊重しつつ、事業の状況に関する定期的な報告を受けるとともに、その執行状況をモニタリングする。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社の経営に重大な影響を与える事態を把握した場合には、「リスク管理規程」に基づき適時適切に対応することにより、子会社の損害の拡大を防止し、これを最小限に止める。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 子会社は、職務執行に関する権限及び責任について、その規模の拡大に応じて当社に準じた基準を定め、業務を効率的に遂行する。
- ② 当社は、子会社の業務運営状況について内部監査を実施し、子会社と協議のうえ、必要に応じて改善を図る。

(4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は「コンプライアンス規程」を策定し、子会社のコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
- ② 当社の内部監査担当者は、子会社の役職員の職務執行状況について、コンプライアンスの観点から内部監査を実施する。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

- ① 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、必要に応じてその人員を確保する
- ② 使用人が監査等委員会の補助を行う場合は、監査等委員会の指揮命令下でのみ業務を行い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの指揮命令は受けない。

③ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員会補助使用人の人事評価及び懲戒等において、不利な取扱いをしてはならない。

7. 監査等委員会のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関し、監査等委員会の指揮命令に従う旨を取締役（監査等委員会である取締役を除く。）及び使用人に周知徹底する。

8. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、「監査等委員会規則」及び「監査等委員会監査等基準」に従い、監査等委員会の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。

② 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生するおそれがあるとき、取締役による違法、または不正な行為を発見したときは、直ちに監査等委員会に報告する。

③ 代表取締役は、取締役会などの重要会議での議論及び定期的な面談等を通じて、監査等委員との相互認識と信頼関係を深めるように努め、監査等委員会監査の環境整備に必要な措置をとる。

9. 子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制

① 子会社の取締役等及び使用人は、法令及び規程に定められた事項のほか、当社の監査等委員会から報告を求められた事項について速やかに当社の監査等委員会に報告する。

② 子会社の取締役等及び使用人は、子会社に著しい損害を及ぼす事実またはそのおそれのある事実を把握した場合は、直ちに当社の監査等委員会に報告する。

③ 子会社は、法令・定款違反等を未然に防止する体制として内部通報制度を導入し、子会社における法令、定款、または社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上の重大な問題に係る通報について、当社の監査等委員会への適切な報告体制を確保する。

④ 子会社は、当社の監査等委員会に報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、「内部通報規程」において当該報告者を保護する。

10. 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会に報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、「内部通報規程」において当該報告者を保護する。

11. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行につき当社に対して費用の前払又は償還の請求を行った場合は、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該請求に応じる。

12. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員が当社の重要課題を把握し、必要に応じて意見できるよう、取締役会の他、重要な会議に出席する機会を確保する。
- ② 監査業務の一環として取締役会議事録及び稟議書等の重要文書を閲覧し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に説明を求めることができる。
- ③ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員会の監査活動が円滑に行えるよう、環境整備に配慮する。
- ④ 監査等委員会は、監査の実施にあたり必要に応じて、弁護士及び公認会計士等から業務に関する助言を受けることができる。

13. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、代表取締役の指示のもと、金融商品取引法に基づく内部統制が有効に行われる体制を構築し、内部統制システムの整備及び運用を行うとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

14. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力との関わりを一切持たないこと、拒絶することを基本方針として、「反社会的勢力排除に関する規程」の遵守を徹底する。なお、当該勢力による不当な要求を受けた場合には、ADMプロジェクトを対応部署とし、弁護士や警察等外部専門機関と連携して対応にあたる。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の取締役会において決議された「内部統制システムに関する基本方針」に従い、業務の適正を確保するための体制を運用しております。また、当社の行動基準及び基本姿勢である「Atrae Standard」並びに「コンプライアンス規程」をはじめとする社内規程、定款、法令及び社会規範の遵守を徹底するため、取締役及び使用人への意識の浸透を図っております。

内部監査については、内部監査担当が年間の内部監査計画に基づき監査を実施しております。

監査等委員に対しては、監査等委員が取締役会やその他重要な会議へ出席する機会を通して、監査等委員の要請に応じ速やかに情報提供をするなど、監査が実効的に行われる環境を整備しております。また同時に、内部監査担当、監査等委員、会計監査人の三者間による連携が密にとれるような関係の構築を支援しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2020年 10月 1日)
(至 2021年 9月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					新株予約権	純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計		
当 期 首 残 高	1,123,418	1,109,418	2,159,037	△790	4,391,084	—	4,391,084
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	270	270			540		540
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			645,720		645,720		645,720
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)						74,366	74,366
当 期 変 動 額 合 計	270	270	645,720	—	646,260	74,366	720,627
当 期 末 残 高	1,123,688	1,109,688	2,804,757	△790	5,037,345	74,366	5,111,711

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 1社
- ・主要な連結子会社の名称 株式会社アルティリー

(2) 連結の範囲又は持分法の適用の範囲の変更に関する注記

連結の範囲の変更

当社は、2020年7月に株式会社アルティリーを設立し、当連結会計年度より、同社を連結の範囲に含めております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

株式会社アルティリーの決算日は6月30日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

1. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～24年

工具、器具及び備品 4年～8年

2. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用）については社内における見込利用可能期間（5年以内）に基づいて

おります。

3. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残価保証額を残存価格とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

1. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

2. 売上返金引当金

Green成功報酬売上の返金負担に備えるため、過去の返金実績率に基づき、返金損失見込額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

1. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性のあるものは、次の通りです。

(1)繰延税金資産の回収可能性

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	159,104千円
繰延税金負債	4,389千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の計上にあたり、将来減算（加算）一時差異等の解消スケジュールをもとに収益力及びタックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得に基づき、回収が見込まれる繰延税金資産を計上しております。

将来の課税所得の見積りは、市場動向やこれに基づく事業成長率等の仮定を含め、経営者により承認された将来の事業計画に基づいて算定しており、関連する業種の将来の趨勢に関する経営者の評価を反映し、外部情報及び内部情報の両方から得られた過去のデータを基礎としております。見積りに用いた仮定は合理的であり、当連結会計年度末の繰延税金資産の残高は妥当であると判断して

おります。

ただし、会計上の見積りに用いた仮定は不確実性を有しており、市場環境や競合他社の状況により、将来の課税所得の変動の影響を受けて、繰延税金資産の金額が減少し、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(2)投資有価証券の評価

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

投資有価証券(非上場株式)	330,600千円
投資有価証券(投資事業組合への出資)	18,927千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券である投資有価証券の取得原価は、取得時の持分純資産価額に超過収益力・経営権等を反映した実質価額に基づいて計上されていますが、財政状態の悪化や超過収益力等の毀損状況により実質価額が著しく低下したときは、減損処理を実施することとしております。減損処理を実施していない投資有価証券については、投資先における市場環境の変化、投資先の予算と実績の乖離状況、業績の推移、事業計画の進捗状況、直近のファイナンス状況等から、投資先の事業計画が合理的であるという仮定に基づき、超過収益力等は毀損しておらず、実質価額は著しく低下していないと判断しています。なお、投資先事業計画は不確実性を有しており、実質価額が著しく低下した場合には、投資有価証券の減損処理が必要となり、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

なお、投資事業組合への出資については、組合契約に規定される決算報告に応じて、入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によって算定しております。

3. 追加情報

当連結計算書類等の作成にあたり、新型コロナウイルス感染症が収束に向かい徐々に経済・社会活動が回復するものとして見通せる影響を会計上の見積り及び仮定の設定において検討しておりますが、現時点において当社に重要な影響を与えるものではないと判断しております。ただし、今後の新型コロナウイルスの収束状況によっては、翌連結会計年度以降の連結計算書類等において重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社は運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。当該契約に基づく借入未実行残高は次の通りです。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントラインの総額	1,300,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	1,300,000千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1)発行済株式の種類及び総数

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式（注）	13,362,600	13,416,600	-	26,779,200

(注)普通株式の発行済株式数の増加13,416,600株は、株式分割による増加13,362,600株、ストックオプションとしての新株予約権の行使による新株の発行による増加54,000株であります。

(2)剰余金の配当に関する事項

該当事項ありません。

(3)当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 72,000株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、運転資金については、まず営業キャッシュ・フローで獲得した資金を投入し、不足分については必要に応じ銀行借入又は第三者割当増資による調達を行う方針であります。一時的な余資につきましても、普通預金により保有しております。また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用は、全てが1年以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

- ・信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理
 経理担当者が、取引先別に期日及び残高を確認するとともに、入金状況を各営業担当者に随時連絡しております。これにより各取引先の財政状態等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。
- ・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
 経理担当者が、適時に資金繰り計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 現金及び預金	4,834,986	4,834,986	—
(2) 売 掛 金	643,439	643,439	—
貸倒引当金(※)	△5,800	△5,800	—
	637,638	637,638	—
資 産 計	5,472,625	5,472,625	—
(3) 買 掛 金	4,328	4,328	—
(4) 未 払 金	736,525	736,525	—
(5) 未 払 法 人 税 等	342,111	342,111	—
(6) 未 払 消 費 税 等	97,383	97,383	—
負 債 計	1,180,348	1,180,348	—

(※) 売掛金に対する貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(3)買掛金、(4)未払金、(5)未払法人税等、(6)未払消費税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

投資有価証券 349,527千円

これらは市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1 年 以 内 (千円)	1 年 超 5 年 以 内 (千円)	5 年 超 10 年 以 内 (千円)	1 0 年 超 (千円)
現金及び預金	4,834,986	—	—	—
売 掛 金	643,439	—	—	—
合 計	5,478,426	—	—	—

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	188円23銭
(2) 1株当たり当期純利益	24円18銭

(注)当社は、2021年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2020年10月1日)
(至 2021年9月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本						新株予約権	純資産合計	
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式			株 主 資 本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計				
当 期 首 残 高	1,123,418	1,109,418	1,109,418	2,159,037	2,159,037	△790	4,391,084	-	4,391,084
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	270	270	270				540		540
当 期 純 利 益				706,296	706,296		706,296		706,296
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								74,366	74,366
当 期 変 動 額 合 計	270	270	270	706,296	706,296	-	706,836	74,366	781,203
当 期 末 残 高	1,123,688	1,109,688	1,109,688	2,865,333	2,865,333	△790	5,097,921	74,366	5,172,288

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① その他有価証券（時価のないもの）
移動平均法による原価法を採用しております。

② 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法を採用しております。

③ たな卸資産（貯蔵品）
最終仕入原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備は除く）及び2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～24年

工具、器具及び備品 4年～8年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用）については社内における見込利用可能期間（5年以内）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 売上返金引当金

Green成功報酬売上の返金負担に備えるため、過去の返金実績率に基づき、返金損失見込額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

- (1) 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用
「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度末より適用し、「3. 会計上の見積りに関する注記」を開示しております。
- (2) (貸借対照表)
- ①前事業年度において、独立掲記しておりました「流動資産」の「貯蔵品」は、金額的重要性が低下したため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。なお、当事業年度の「貯蔵品」は210千円であります。
- ②前事業年度において、独立掲記しておりました「固定資産」の「長期前払費用」は、金額的重要性が低下したため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。なお、当事業年度の「長期前払費用」は3,916千円であります。
- (損益計算書)
- 前事業年度において、「営業外収益」の「雑収入」に含めておりました「経営指導料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。
- なお、前事業年度の「経営指導料」は、300千円であります。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性のあるものは、次の通りです。

(1)繰延税金資産の回収可能性

- ①当事業年度の計算書類に計上した金額
繰延税金資産 159,104千円

- ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
連結注記表 2.会計上の見積りに関する注記(1)②に記載した内容と同一であります。

(2)投資有価証券の評価

- ①当事業年度の計算書類に計上した金額
投資有価証券(非上場株式) 330,600千円
投資有価証券(投資事業組合への出資) 18,927千円

- ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
連結注記表 2.会計上の見積りに関する注記(2)②に記載した内容と同一であります。

(3)関係会社株式の評価

- ①当事業年度の計算書類に計上した金額
関係会社株式 950,000千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

時価を把握することは極めて困難なため、関係会社の実質価額が取得価額に比べ著しく下落した場合、将来の事業計画等により回復可能性が裏付けられる場合を除き減損処理を行う必要があります。これらの評価は、市場動向やこれに基づく事業成長率等の仮定を含め、経営者により承認された関係会社の将来の事業計画に基づいて算定しており、関連する業種の将来の趨勢に関する経営者の評価を反映し、外部情報及び内部情報の両方から得られた過去のデータを基礎としております。評価に用いた仮定は合理的であり、当事業年度末の関係会社株式の残高は妥当であると判断しております。ただし、会計上の見積りに用いた仮定は不確実性を有しており、関係会社の属する市場環境や競合他社の状況により、関係会社株式の減損処理が必要となり、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4. 追加情報

当計算書類等の作成にあたり、新型コロナウイルス感染症が収束に向かい徐々に経済・社会活動が回復するものとして見通せる影響を会計上の見積り及び仮定の設定において検討しておりますが、現時点において当社に重要な影響を与えるものではないと判断しております。ただし、今後の新型コロナウイルスの収束状況によっては、翌事業年度以降の計算書類等において重要な影響を与える可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1)関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	7,850千円
短期金銭債務	1,619千円

(2)当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社は運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。当該契約に基づく借入未実行残高は次の通りです。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントラインの総額	1,300,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	1,300,000千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1)営業取引による取引高

売上高 400千円

販売費及び一般管理費 3,821千円

(2)営業取引以外の取引による取引高

営業外収益 3,223千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度 当 期 首 株 式 数	当事業年度 増 加 株 式 数	当事業年度 減 少 株 式 数	当事業年度末 株 式 数
自 己 株 式				
普通株式（注）	8,566	9,666	-	18,232

(注) 自己株式の株式数の増加のうち、8,716株は株式分割によるもの、950株は特定譲渡制限付株式の無償取得によるものであります。

8. 税効果会計に関する注記

(1)繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
未払事業税	11,444
減価償却費	95,966
貸倒引当金	1,776
売上返金引当金	254
敷金償却	927
前払費用（長期前払費用含む）	19,404
決算賞与	26,016
その他	3,313
繰延税金資産 合計	159,104

(2)法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

法定実効税率	30.6%
住民税均等割	0.2%
株式報酬費用	2.1%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
その他	0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>33.5%</u>

9. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高
						役員の兼任等				
子会社	株式会社アルティアーリ	千葉市中央区問屋町1番35号千葉ポートサイドタワー22階	475,000	プロバスケットボールクラブの企画・運営	(所有)直接100	兼任2名	スポンサー料の支払(注1)	100,000	—	—
							増資の引受(注1)	900,000		

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針については、市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 190円50銭
(2) 1株当たり当期純利益 26円44銭

(注) 当社は、2021年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。